

第4章 計画の推進

1 推進体制

基本計画の推進に当たっては、国や他の都道府県、市町、関係団体等と緊密な連携により取り組んでいきます。

2 進行管理

毎年度、消費者施策の評価・検証を行い、山口県消費生活審議会に報告し、公表します。

また、計画期間中に、消費者を取り巻く社会経済情勢の急激な変化があった場合には、必要に応じて、内容を見直します。